

最低制限価格制度の見直しについて (令和元年度 7 月 1 日施行)

1. 趣旨

低入札にかかる品質低下の防止、適正価格による契約を確保するため、県に準じた最低制限価格制度を採用しているが、入札、契約情報の透明性を図る観点から設計額を事前公表としている。

その事前公表のため、当該近傍価格への入札が誘導され、同額の入札価格による「くじ」による落札を防止する。

2. 適用日

令和元年 7 月 1 日以降の一般競争入札から適用する。

3. 設定範囲

予定価格の 92/100~80/100 の範囲内

4. 設定方法

五領川公共下水道事務組合最低制限価格実施要領第 4 条で示す計算方法により求められた率が、92%以上となった場合、電子計算機により 0.9900~1.000 の範囲で無造作に抽出した数値を乗じる。(1 円未満切捨)

ランダム係数の抽出については、事務局長と次長同席のもと設定する。

(例) 最低制限価格制度実施要領により求められた率 92.000%とした場合

$$92.000 \times \begin{cases} 1.0000 & = 92.000\% \text{ (上限)} \\ 0.9900 & = 91.080\% \text{ (下限)} \end{cases}$$